



期日前投票所における誤った案内について

参議院議員通常選挙の呉市本庁期日前投票所において、次のような事案が発生しました。

日 時 令和7年7月17日（木）
場 所 本庁舎1F 多目的室
時 間 14時50分頃
内 容

6月に廿日市市へ転出した41歳の女性（廿日市市での居住期間が3ヶ月未満で選挙人名簿登録は呉市のままである選挙人）が17日（木）、呉市本庁期日前投票所で「投票のお知らせ（はがき）」を提示し投票しようとしたところ、対応した職員が転出先の廿日市市の選挙人と勘違いし、呉市で投票することはできない旨の説明を行ったため投票できなかった。

19日（土）19時50分頃、この女性は廿日市市役所内の期日前投票所へ投票に行ったが、廿日市市の選挙人名簿登録者ではないため投票はかなわず、その時に廿日市市選管から確認のための電話が呉市選管へあったことから当該案件が判明。

原 因

女性が持参した投票のお知らせ（はがき）の送付先宛名の住所が廿日市市であること、転出者用の様式が、呉市内居住者のものと色が一部違っていることなどから、間違えて判断してしまった。

今後の対応

次のとおり実施し、再発防止に努める。

- ・期日前投票事務説明会において、事務取扱要領やマニュアルの理解について徹底する。
- ・ミスしやすい案件等を掲載し、より実践的な事務取扱要領とマニュアルに改善する。
- ・わからないことや判断に不安がある場合は、必ず選挙管理委員会に連絡する旨を徹底する。